

厚岸町議会 令和元年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

令和2年3月9日

午前11時37分開会

- 委員長（室崎委員） ただいまから、令和元年度各会計補正予算審査特別委員会を開会いたします。

早速、審査を進めてまいります。

初めに、議案第11号 令和元年度厚岸町一般会計補正予算を議題といたします。

1 ページ。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。

2 ページから 5 ページは、第1表歳入歳出予算補正です。

13ページ、14ページは、事項別明細書です。

15ページ、歳入から進めてまいります。

進め方は、款項目により進めます。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人。

5 番、南谷委員。

- 南谷委員 1 款 1 項 1 目個人ですよね。委員長、法人も合わせて。

- 委員長（室崎委員） 分かりました。

- 南谷委員 ありがとうございます。

まず、1 目個人でございますが、前年比で1,026万2,000円の増、それから2 目法人のほうも616万2,000円の増額計上となっております。まずもって、税務課の皆さん、収納努力、本当にご苦労さまでございます。改めて敬意を表する次第でございます。

と申しますのも、私、今年度、令和元年度の税收の調定予定額というものが、サンマの状況がなかなか厳しい中で計画どおりいくのかなと非常に危惧をしておりました。ですけれども、今回の補正のそれぞれの増ということは、それなりに、私が要らぬ危惧をした以上の数字が計上となっているということで、改めて本当に敬意を表するものでございます。

その上でお尋ねをさせていただくのですが、たしか、当初、収納率96%で試算をしていたと思います。まず、それぞれの収納率の予定額はどのぐらいになるのか。それから、今回サンマが厳しかったのではないのかなと。水産関係の関連産業も厳しかった。こういう中にあって、こういう結果に至った要因についてお尋ねをさせていただきます。

- 委員長（室崎委員） 税務課長。

- 税務課長（四戸岸課長） まず、収納率でございますけれども、個人の普通徴収分96%

で当初は見てございましたが、補正のこのたびの予算におきましては95%程度ということで、若干1ポイント低めに想定してございます。調定額自体は増えているということで、それに伴って予算額も増えておりますが、このサンマ等の不漁ですとか、そういったことも考慮しながら、若干余裕を持って95%ということで、低めには見込んでおります。あまり想定といいますか、ぎりぎりで見込みますと、まだ見通せない部分もありますので、出納閉鎖期間が5月までございますので、そこで考慮しながら95%ということで見込んでおります。

あと、増額ですけれども、主に個人の部分でいきますと、給与所得に係る部分で増額になってございます。給与所得、私どもの独自のといいますか、課税の状況を調べた中では、給与所得におきまして、給与所得の調定見込み額で1,000万円程度、当初から比べて増えていると。さらに、漁業所得につきましても、令和元年1月から11月調定時点の市場取扱いの水揚げ高の金額が増えております。そういったことで、漁業所得も1,000万円程度調定額にして上がっておりますので、こういったところで増えている状況になっております。

委員おっしゃいます、サンマ等の不漁につきましては、漁船員ということで、漁業所得ではなく給与所得のほうに含まれておりまして、そちらのほうはやはり減額等が見込まれるのですが、給与所得全体としては増えているといった状況になってございます。

法人につきましても、予算額で1,300万円ほど増額ということになっております。この見込みにつきましても、11月時点の調定額を基にこの3月補正を組んでおりますので、当初の見込みとしては、法人の申告の時期ですとか、申告と町の事業会計との年度のずれですとか、そういったことがございますので、正確にはちょっと見込めないところがありますので、前年実績等を基に算定をしております。

こういった部分で、なかなか正確な数字をつかみ切れないというところがございますけれども、11月調定の額に考慮して1,300万円ほど増額をしているといった状況になってございます。

●委員長（室崎委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 調定額が95%と、ちょっとびっくりしたのですけれども、そちらは96%から若干上がっているのかなと、私なりの勝手な推測をしたのですけれども、それでもこれだけの実績が読めるという判断をさせていただいた。

ただ、個人、法人で、個人のほうは給与所得がということですが、法人のほうは何か分かりにくい説明なのですから。総体的に上がっているものなのか、例えば酪農がどうなのか、それから、この辺についてはもうちょっとしっかり捉えて、調定額がこうでしたから自然とこうなりましたというような答弁で、私なりに判断が付きません。実際に上がっていることだから悪いことではないので、この辺につきましては日々きちっと調査をしていただきたいと思います。

少なくとも課長は、これらについてわきまえていなければ、私はならないと思うのですよ、実態を。この辺についても、ひとつよろしく把握のほどお願いをしたいと思います。

以上です。

●委員長（室崎委員） 税務課長。

●税務課長（四戸岸課長） 法人のほうにつきましては、均等割と法人税割がありまして、均等割が調定額で200万円ほど増えております。均等割というのは、1事業所1法人当たり雇用者数ですとか、出資の規模等によりまして変わってきます。これが200万円ほど増えていると。

あと、法人税割が1,100万円ほど増えているということでございます。当初と比較してですね。この増えている内容等につきましては、法人税をベースに町民税の法人分を算定しておりますので、法人それぞれがどれだけ利益があったかというのは、なかなか町のほうでは把握できない状況になっております。法人税の申告等が町に上がってくるわけではございませんので、法人税額に対して我々が町民税を法人税割として掛けさせていただいているという状況でございますので、なかなか詳細をつかみ切れないという部分がございます。

ただ、そういった町内の情勢等につきましては、そういった部分からなかなか把握し切れないのですけれども、情報を把握するように努めてまいりたいと考えております。

●委員長（室崎委員） 1目、他にありますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ進みます。

2目法人。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2項1目固定資産税。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3項1目軽自動車税。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2目環境性能割。

5番。

●南谷委員 1款3項2目環境性能割、ここでお尋ねをまず最初に。14万1,000円、初めての計上でございます。たしか、私の記憶では昨年の5月臨時会におきまして、新たな条

例の制定がありました。これに基づいての計上なのだろうなと思います。これについてまず説明をしてください。

●委員長（室崎委員） 税務課長。

●税務課長（四戸岸課長） 軽自動車税の環境性能割につきましては、委員おっしゃいますとおり、5月の臨時会におきまして町税条例の改正を行わせていただいております。

この内容につきましては、国の平成31年度の税制改正において、これまで軽自動車の取得税というものを増税としていただいていたものを、燃費基準ですとか、そういったものに依拠して取得価格の一定の割合を納めていただくという環境性能割を令和元年10月1日から新設したということでございます。

これにつきましては、北海道が市町村に代わって徴収していただいて、それが町のほうに入ってくるということで、今回の計上額につきましては、北海道を通すものですから、10月1日から1月までに取得された分について令和元年度予算に入ってくるということでの計上であります。その算定につきましては、北海道のこれまでの軽自動車取得税の取得状況ですとか、そういったものを勘案して、北海道の算定基準を準用しながら算定して14万1,000円という額を計上させていただいているところでございます。

●委員長（室崎委員） 5番。

●南谷委員 今回初めての、軽自動車税が消費税10%になった対応策として自治体のほうに、ただ非常に分かりにくかったのが、軽自動車税のこのところですね、環境性能割ということで14万1,000円、金額は小さいのですけれども、今の説明ですと10月から1月までの分をよこしているよと。そうすると、1年間分となると、新年度でも同じような計上されているのですけれども、あちらは1年分を計上しているというふうに理解をしたのです。だから、この後、1月分までということになると、次に来るのが新年度に入ってしまうのかどうか分からないのですけれども、何かすっきりしないなと。1か月分、3か月分ぐらいをまとめて常々こういうふうに計上になってくるのだと。予算書のほうでは1年分ほんと上がってくるよと。

ただ、気になったのが、自動車税としての受けなのですよ、ここでね。たまたま関連あるのですけれども、同じような要因で、普通車の関係で、9款に環境性能割交付金、こちらは交付金で入っているのですよ。この辺について、僕ちょっとこんがらかったのです。どうしてそうなのだろうなと。軽自動車のほうは税として受けているよ。片一方は交付金として国から来ているよと。同じ国からというか道か、知らないのですけれども、この辺の差異について説明を求めます。

●委員長（室崎委員） 税務課長。

●税務課長（四戸岸課長） この軽自動車税、1款3項2目で計上しております環境性能割につきましては、軽自動車を取得したときに、取得価格に応じて環境性能に応じた割

合を掛けたものを町税としていただくものになります。それを代わりに北海道がこれまで、軽自動車取得税を道税として取っております。その環境性能割が町税に代わるということです、これは町税として受けております。

一方、環境性能割交付金につきましては、軽自動車ではなく、普通自動車のこれまで自動車取得税と言われた部分が、これも同じく環境性能割ということで新たな名称になって道税として付加されております。これも同じく取得価格に応じた割合で道税として納めることになっております。この環境性能割交付金につきましては、北海道が道税として納めたものを町村に交付金として配分するというようなものでございますので、ちょっと趣旨が違ふということでご理解いただければと思います。

●委員長（室崎委員） 5 番。

●南谷委員 大体よく……。では、軽自動車は直接町のほうに今まで払っていたから、そういう扱いに、税として。普通車のほうは、国なら国のほうに直接払っていたから、そこから交付金としてくるという理解をしたのですが、それでいいのかどうか。

それと、それぞれ歳入で受けていますよ。この使い道というのですか、それは一般財源のどのような財源でも活用できる、財源充当されたという理解でいいのでしょうか。ひもつきになっているのでしょうか。この辺どうなのでしょう。

●委員長（室崎委員） 税務課長。

●税務課長（四戸岸課長） 環境性能割税、町税のほう、それと交付金の環境性能割交付金、いずれも一般財源として使い道が指定されてはいないということになっております。

最初のほうの、今まで町税で納めていただいていたものがということでございますが、これまで軽自動車の取得税につきましては、北海道のほうに道税として納めていたものが、平成31年の税制改正で市町村税として新たに市町村に代わったということです、市町村の財源の拡充ということになっていきますので、今まで町村に入っていたものがこれまで同様ということではなくて、今までは北海道に入っていたのです。北海道に入っていた取得税が環境性能割として町に入ってくるということに変わっております。

●委員長（室崎委員） 2 目、他にありますか

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

6 項 1 目都市計画税。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3 款 1 項 1 目利子割交付金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 4 款 1 項 1 目配当割交付金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 5 款 1 項 1 目株式譲渡所得割交付金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 9 款 1 項 1 目環境性能割交付金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 10 款 1 項 1 目国有提供施設等所在市町村交付金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 12 款 1 項 1 目地方交付税。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 14 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目民生費負担金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2 目衛生費負担金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 3 目農林水産業費負担金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 15 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2 目民生使用料。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 3 目衛生使用料。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 4 目農林水産業使用料。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 6 目土木使用料。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 7 目教育使用料。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2 項手数料、1 目総務手数料。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 3 目衛生手数料。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 4 目農林水産業手数料。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 6 目土木手数料。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 3 項 1 目証紙収入。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 16 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2 目衛生費国庫負担金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2 目民生費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 3 目衛生費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 4 目農林水産業費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 6 目土木費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 7 目消防費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 8 目教育費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 3 項委託金、2 目民生費委託金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 4 目土木費委託金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 17款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2目衛生費道負担金。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2項道補助金、2目民生費道補助金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 3目衛生費道補助金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 4目農林水産業費道補助金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 5目商工費道補助金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 昼食のため、休憩いたします。
再開は、午後1時。

午前11時59分休憩

午後0時59分再開

- 委員長（室崎委員） 委員会を再開いたします。
25ページ、3項委託金から参ります。
3項委託金、1目総務費委託金。

(な し)

●委員長（室崎委員） 4目農林水産業費委託金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 6目土木費委託金。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 18款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2目利子及び配当金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2項財産売払収入、1目不動産売払収入。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2目生産物売払収入。

（な し）

●委員長（室崎委員） 6目有価証券売払収入。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 19款1項寄附金、1目一般寄附金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3目民生費寄附金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 20款繰入金、1項基金繰入金、4目まちおこし基金繰入金。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 6目環境保全基金繰入金。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先に進みます。

22款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2項預金利子、1目町預金利子。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4項受託事業収入、5目土木費受託事業収入。

（な し）

●委員長（室崎委員） 6項、3目雑入。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 23款1項町債、1目総務債。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2目民生債。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3目衛生債。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4目農林水産業債。

（な し）

●委員長（室崎委員） 5目商工債。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 6 目土木債。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 7 目消防債。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 8 目教育債。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 以上で、歳入を終わります。
次に、35ページ、歳出に入ります。
1 款 1 項 1 目議会費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 3 目職員厚生費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 4 目情報化推進費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 5 目交通安全防犯費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 6 目行政管理費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 7 目文書広報費。

(な し)
- 委員長（室崎委員） 8 目財政管理費。

(な し)
- 委員長（室崎委員） 9 目会計管理費。

(な し)
- 委員長（室崎委員） 10 目企画費。

(な し)
- 委員長（室崎委員） 11 目財産管理費。

(な し)
- 委員長（室崎委員） 12 目車両管理費。ありませんか。

(な し)
- 委員長（室崎委員） 2 項徴税費、1 目賦課納税費。

(な し)
- 委員長（室崎委員） 3 項 1 目戸籍住民登録費。

(な し)
- 委員長（室崎委員） 4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費。

(な し)
- 委員長（室崎委員） 5 項統計調査費、1 目統計調査総務費。

(な し)

●委員長（室崎委員） 6 項 1 目監査委員費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2 目心身障害者福祉費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3 目心身障害者特別対策費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4 目老人福祉費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 5 目後期高齢者医療費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 6 目国民年金費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 7 目自治振興費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 8 目社会福祉施設費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 9 目プレミアム付商品券発行事業費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2 目児童措置費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3 目ひとり親福祉費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4 目児童福祉施設費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 5 目児童館運営費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目衛生予防費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2 目健康推進費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3 目墓地火葬場費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4 目水道費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 5 目病院費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 6 目子ども医療費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2 項環境政策費、1 目環境対策費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2 目水鳥観察館運営費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3 目廃棄物対策費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4 目ごみ処理費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 5 目し尿処理費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 6 目下水処理費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 5 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2 目農業振興費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3 目畜産業費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 5目農地費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 6目牧野管理費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 7目農業施設費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 8目農業水道費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 9目堆肥センター費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2項林業費、1目林業総務費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2目林業振興費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3目造林事業費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4目林業施設費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 5目特用林産振興費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3 項水産業費、1 目水産業総務費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2 目水産振興費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3 目漁港管理費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 5 目養殖事業費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 6 目水産施設費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 6 款 1 項商工費、1 目商工総務費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2 目商工振興費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3 目食文化振興費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4 目観光振興費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 5 目観光施設費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 7 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2 目土木車両管理費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3 目土木用地費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4 目地籍調査費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁維持費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2 目道路新設改良費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3 目除雪対策費。

5 番、南谷委員。

●南谷委員 7 款 2 項 3 目除雪対策費ですね。当初予算が5,334万円の計上、12月補正で1 億9,424万5,000円、合計で2 億4,758万5,000円の計上だったと思います。今回、修繕費と消耗品合わせまして341万2,000円、総体で2 億5,099万7,000円トータルの予算計上となっております。

これに対しまして、支出状況についてお尋ねをさせていただきます。

5 日の大雪がありました。皆さん大変ご苦労なさって除雪作業をされたと思うのですが、5 日以前の実績、それから、この大雪で非常に各社に応援をもらっての除雪、排雪作業をしている最中ですが、この見通し、5 日の日の総経費というのですか、1 回当たりどのくらいかかるのか。それから、この5 日の分も含めて、今後年内もう一回ぐらいあるのかないのか分からないのですけれども、予算に対しての支出状況、残高はどうなっていくのか。今後の見通しについてお尋ねをさせていただきます。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お答えさせていただきます。

ご質問の除雪対策費の執行状況でありますけれども、大きく委託料の部分について説明をまずさせていただきたいと思います。

12月補正時におきまして、委託料だけでいきますと2億2,170万円となっておりますが、この冬の除雪の状況ですが、まず1月末現在の執行状況が7,236万2,000円という状況になってございます。その上で、2月末の執行状況でありますけれども、実はまだ業者のほうから正確な数字が上がってきていない状況ではあります。2月時点の執行状況は3,461万円で概算を見込んでおります。そうなりますと、2月末現在の残高が1億697万2,000円と見込んでおります。

さらに、このたびの大雪に係る経費であります。現在も鋭意除雪作業を委託してやっ
ていただいているところであります。通常の雪よりも3倍から4倍ぐらいの降雪量があつたと見込んでいるところです。そうした中で、概算でありますけれども7,000万円ぐ
らいはこのたびの大雪でいくのではないかといいように見込んでいる状況であります。
そうしますと、今後のことはまだ分かりませんが、本日現在で分かる数字で申し上げますと4,472万8,000円が残額と見込んでおります。

よって、この後さらに雪が、通常どおりの雪ぐらいいましたら現予算で対応はできるの
かなというような思いはありますけれども、今回のような大きな雪がさらに降るような
ことがあると、現予算では足りない部分が出てくるというふうに見込んでいるところで
あります。

●委員長（室崎委員） 5 番。

●南谷委員 そうすると、大変びっくりしたのですけれども、この5日の大雪で約7,000万
円ぐらいかかってしまう。では、通常といいますか、まあまあの雪では2,500万円ぐら
いなのか、どうなのか。この辺については、まあまあの一晚ぐらいの雪であれば通常2,500
万円から2,000万円ぐらいいかなという、10センチちょっと超えたぐらいなら1,000万円
ちょっとかなぐらいの判断をしていたのですけれども、その辺についてはいかがなので
しょうか。そういう認識でいいのでしょうか。

それから、今、おおよそ4,400万円ぐらいの予算に余裕があると。そうすると、これで
収まれば問題ないのですけれども、万が一、今回のような大雪が降れば、足りなくなっ
てしまうと。これについてはどのような処置をされるのか、お尋ねさせていただきます。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お答えいたします。

お尋ねの1回当たりの除雪費ですが、降る量でありますとか、吹きだまりの量であり
ますとか、そういった部分で多少の前後はありますけれども、1,500万円から2,000万円
ぐらいというような見込みでおります。したがいまして、この後、通常の少なめの雪で
あれば4,400万円あれば、最大でも2回ぐらいい対応できるのかなというふうに考えて

いるところであります。

それから、今後、予算に不足が生じた場合の対応になりますけれども、これは財政部局とも協議させていただくことにはなろうかと思いますが、過去の例でいきますと、専決処分をさせていただいたりといったような事例もあるようでございますので、そういった対応も含めながら、今後こういった場合は協議をさせていただいて進めていきたいと考えております。

- 委員長（室崎委員） 3目除雪対策費、他にございませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

3項河川費、1目河川総務費。ありませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 4項都市計画費、1目都市計画総務費。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 3目下水道費。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 5項公園費、1目公園管理費。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 6項住宅費、1目建築総務費。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 2目住宅管理費。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 3目住宅建設費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 8 款 1 項消防費、1 目常備消防費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2 目災害対策費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3 目消防施設費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 9 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2 目事務局費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3 目教育振興費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4 目教員住宅費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 5 目就学奨励費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 6 目スクールバス管理費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2 項小学校費、1 目学校運営費。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 2 目学校管理費。

(な し)
- 委員長（室崎委員） 3 目教育振興費。ありませんか。

(な し)
- 委員長（室崎委員） 3 項中学校費、1 目学校運営費。

(な し)
- 委員長（室崎委員） 2 目学校管理費。

(な し)
- 委員長（室崎委員） 3 目教育振興費。

(な し)
- 委員長（室崎委員） 5 項社会教育費、1 目社会教育総務費。

(な し)
- 委員長（室崎委員） 2 目生涯学習推進費。

(な し)
- 委員長（室崎委員） 3 目公民館運営費。

(な し)
- 委員長（室崎委員） 4 目文化財保護費。

(な し)
- 委員長（室崎委員） 5 目博物館運営費。

(な し)

●委員長（室崎委員） 6 目情報館運営費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 6 項保健体育費、1 目保健体育総務費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2 目社会体育費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3 目温水プール運営費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4 目学校給食費。

2 番、石澤委員。

●石澤委員 今回のコロナウイルスの問題で学校が休みになっていますよね。そのことで、給食費の問題をどういうふうな対象に捉えたのでしょうか。材料も含めてどういう対象になっているのでしょうか。

●委員長（室崎委員） 管理課長。

●教委管理課長（真里谷課長） 給食費でございますが、まず、児童生徒は今年度から無償ということでございますので、これについては、単純に公費の分が減るというものでございます。

それから、給食の材料という部分で、実際に食品ロスというものが多少出ております。止めれるものは全て止めておりますが、止めれない分ということで、特に牛乳が1リットル150本、もやしで400袋程度、これが止めれなかったということで、これが食品ロスになるということですが、ただ、教職員はこの間ずっと出ておりますので、この分については食品ロスをなくすということで、それぞれ教職員に配布をしているところでございます。

以上です。

●委員長（室崎委員） 4 目学校給食費、他にございませんか。

5 番、南谷委員。

●南谷委員 非常勤職員賃金のマイナスの277万5,000円と臨時職員賃金のマイナス89万

6,000円、それぞれ減額になっているのですが、この内容についてお尋ねをさせていただきます。

●委員長（室崎委員） 管理課長。

●教委管理課長（真里谷課長） 学校給食費、共済費41万4,000円、賃金が367万1,000円の減ということでございます。この主な要因につきましては、年度当初から非常勤の栄養士1名及び随時の調理員1名、随時というのは、今の調理員の方々が急遽出れないだとかいう場合に入れる調理員のことですが、この1名の分がずっと応募していたのですがなかなか来られる人がなかったということで、これの応募がないための減額ということでございます。

●委員長（室崎委員） 5番。

●南谷委員 そうすると、人手不足になっていたのではないのかなと思うのです。現場のほうでは、これらについてやりくりをしてこられた。募集しても栄養士ということではなかなか大変なのではしょうけれども、この辺の実態というのは、もう少し詳しく説明してください。

●委員長（室崎委員） 管理課長。

●教委管理課長（真里谷課長） 現在、道費負担職員ということで栄養士が1名参っております。この方が、栄養教諭と栄養士ということで両方を併用しているところでございます。本来であれば、非常勤の栄養士の方が給食の部分の補助を主にやるということで考えていたところですが、その方がいなかったということで道費負担職員の栄養士の負担が若干増えてしまったということでございます。

また、随時調理員につきましては、2名のうち1名ができなかったということでありますので、何とかその1名の方に出ていただいて対応していたという実態でございます。

●委員長（室崎委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 非常に気になるのは、皆さんでスクラム組んで、応急処置というわけでもないけれども、目いっぱい頑張っておられるということについては敬意を表するのですよ。ただ、今後どうなっていくのか。それから、今やっている体制がこれからもこのような状態で続いていくのか、打開策はどうなっていくのか。この辺のついては、見通しはどうなのでしょう。

●委員長（室崎委員） 管理課長。

●教委管理課長（真里谷課長） 令和2年度以降についても、非常勤栄養士及び随時調理

員は募集をしているところでございます。何とか人員を確保しながら、この体制で実施していきたいと考えているところでございます。

●委員長（室崎委員） 5番。

●南谷委員 ちょっと確認するのですけれども、今の体制ということは、減額したままでいくということですか。それとも、当初計画していた従来どおりの考え方で、万全な体制をとっていくということなののでしょうか。この辺について、もう少し明確に答弁してください。

●委員長（室崎委員） 管理課長。

●教委管理課長（真里谷課長） 失礼しました。

令和2年は、令和元年度当初予算と同様、非常勤の調理員9名、非常勤の栄養士1名、常勤臨時調理員2名、随時の臨時調理員2名という形で考えております。今回、会計年度任用職員になって形は違いましたが、これら令和元年度の2名を減らさないように、増やした中でやっていきたいというところでございます。

●委員長（室崎委員） 4目学校給食費、他にありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

11款1項公債費、1目元金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 12款1項1目給与費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 以上で、歳出を終わります。

1ページにお戻りください。

第2条、継続費の補正です。

継続費については、6ページの第2表と7ページの継続費に関する調書補正となります。ございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 再び1ページにお戻りください。

第3条、繰越明許費の補正です。

繰越明許費については、8ページの第3表となります。ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 再び1ページにお戻りください。

第4条、債務負担行為の補正です。

債務負担行為については、9ページの第4表と10ページの債務負担行為に関する調書補正となります。ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 再び1ページにお戻りください。

第5条、地方債の補正です。

地方債については、11ページの第5表と12ページの地方債に関する調書補正となります。ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） それでは、総体的にございませんか。
5番、南谷委員。

- 南谷委員 一般会計、今回の3月補正は、おおむね令和元年度の予算の状況というのは理解をさせていただいたのですけれども、町税含めて、当初の予定をある程度クリアしていくのかなというふうに安堵しております。

ただ、今回の3月補正に対しまして、コロナウイルスの影響というものは私は盛り込んでいないと思うのですよ。この辺については、どのような捉え方をされているのでしょうか。私は、今回の補正の数字にはコロナの影響額というものは含んでいないのではないのかなと。ただ、国からの支援やいろいろな町内の税収の状況もある程度の影響を若干でも及ぼしてくるのではないかなと。これらについてはどのような措置をされるのかをお尋ねさせていただきます。

- 委員長（室崎委員） 町長。

- 町長（若狭町長） 私からお話をさせていただきます。

今日の冒頭の説明においてお話いたしたところではありますが、現在の段階では、その対応に対してどれぐらいの予算が必要かということについては、まだ明解に分かりません。今、全力を尽くしてその対応をいたしているわけではありますが、例えば消毒液とか、それぞれ新たな面で費用がかかってくるわけではありますが、総体的にどれぐらいあるのか分かりませんが、この議会中に分ければ、補正という立場で予算を提案しなければ

ならないだろうと思っておりますのでご理解いただきたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 5 番。

●南谷委員 数字がつかめない、見えない。全く私はそのとおりだと思うのですよ。ですから、今回の予算計上に当たっては、これからの動向によるだろうと。最終決算の時点では、この数字がどう変わっていくのかというものを含んだ中での理解をしなければならないのかなと、私なりに判断をさせていただきました。

それと、短い間かもしれないのですけれども、国や道からの動き、これは最善を尽くしていただきたい、連携をしっかりとって。もし決算まで間に合うものについては、間違いなく町として不利にならないような連携を取って歳入で受けていただきたいし、物によっては、次年度にも繰り越されるものもあるだろうし、この辺につきましても、しっかりと町民に負担のかからないような対応をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） 先ほどもお話いたしましたけれども、国、北海道とも、それなりの制度をもって対応いたしたいということでやっているわけではありますが、まだ具体的にどういう地方自治体としてのやるべきことがあるのか、明確ではございません。そういう面におきましては、経済的な影響と、それから独自にやっております、先ほどもお話いたしましたけれども、感染防止対策等々、まだ集計といいたししょうか、国の動向が見えないものですから、注視しながら、これからも対応すると同時に、最終的にまとまった場合においては、さらに追加補正ということで追加させていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 総体について、他にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（室崎委員） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決すべきものと決定いたしました。

●委員長（室崎委員） 休憩します。

午後 1 時34分休憩

午後 1 時35分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。

次に、議案第12号 令和元年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

なお、議案第12号から先は、款項で審査いたしますので、よろしくお願いいたします。

1 ページ、第 1 条は、歳入歳出予算の補正です。

2 ページ、3 ページは、第 1 表、歳入歳出予算補正です。

4 ページ、5 ページは、事項別明細書です。

6 ページ、歳入から進めてまいります。

1 款 1 項国民健康保険税。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3 款国庫支出金、1 項国庫補助金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4 款道支出金、1 項道補助金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 5 款財産収入、1 項財産運用収入。

（な し）

●委員長（室崎委員） 6 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2 項繰入金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 8 款諸収入、3 項雑入。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、10ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2 項徴税費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3 項運営協議会費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 5 項特別対策事業費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2 款保険給付費、1 項療養諸費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2 項高額療養費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3 項移送費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4 項出産育児諸費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3 款 1 項国民健康保険事業費納付金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 6 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2 項保健事業費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 7 款 1 項基金積立金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 以上で、歳出を終わります。
総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（室崎委員） 異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（室崎委員） 次に、議案第13号 令和元年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

- 1 ページ、第 1 条は、歳入歳出予算の補正です。
- 2 ページ、3 ページは、第 1 表、歳入歳出予算補正です。
- 4 ページ、5 ページは、事項別明細書です。
- 6 ページ、歳入から進めてまいります。
- 2 款使用料及び手数料、1 項使用料。
- 5 番、南谷委員。

- 南谷委員 補正額が148万5,000円、この場に来て補正をされる、大変よかったなという
思いであります。この要因について説明を求めます。

- 委員長（室崎委員） 水道課長。

- 水道課長（高瀬課長） 質問にお答えいたします。

今回の使用量の増額の要因となったのは、太田地区になりますが、一般家事用が5件ほど住宅の建設等により増加と、12月補正でも180万円ほど増額しているのですが、思ったほど減少がなかったということと、農業用も安定していたというのが要因になっております。

●委員長（室崎委員） 5番。

●南谷委員 太田地区に一般住宅、アパートではないのですか、5件ほど新規住宅が建ったよということで使用料の増加が見える。それから農業用も、もう少し農業用の実態というのですか、やっぱり農業用のほうが私は影響力が大きいと思うのですが、この辺についてもう少し詳しく説明してください。

●委員長（室崎委員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お願いします。

昨年の平成30年の農業用の実績になるのですが、水量は、昨年よりは若干下がっております。しかし、予算というのを見込んでいるのが、12月補正であれば10月段階の水量見込み、それと、今回の補正というのが12月末までの見込み、これから3月になるのが3月までの使用料見込みに関してなのですが、前年比で7%ほど使用料が農業用でも上がっておりますので、そのような状況を勘案して、今回の補正に至りました。

●委員長（室崎委員） 1項使用料、他にありますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先に進みます。

2項手数料。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4款道支出金、1項道補助金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 5款繰入金、1項一般会計繰入金。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 以上で、歳入を終わります。

次に8ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費。

(な し)

●委員長（室崎委員） 2 款水道費、1 項水道事業費。ありませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） 以上で、歳出を終わります。
総体的にございませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（室崎委員） 次に、議案第14号 令和元年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

- 1 ページ、第 1 条は、歳入歳出予算の補正です。
- 2 ページ、3 ページは、第 1 表、歳入歳出予算補正です。
- 8 ページ、9 ページは、事項別明細書です。
- 10 ページ、歳入から進めてまいります。
- 2 款使用料及び手数料、1 項使用料。

(な し)

●委員長（室崎委員） 5 款繰入金、1 項一般会計繰入金。
5 番、南谷委員。

●南谷委員 一般会計からの繰り入れでございます。

これを見ていて、起債の下水道事業債で借入れを、なして当初からしなかったのかなと、何で今なのと。まず、ここに至ったのですよ。なぜ当初予算から計上でなくて、この時点に来たのかなと、非常に疑念に思ったのです。これについて、まず説明を求めます。

●委員長（室崎委員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お願いします。

この要因になりますが、繰入金ですが、使用料の増額というのも多少はありますが、あと起債の借入額が700万円ほど増額になっておりますが、12月補正の段階で、12月の初旬でしょうか、工事発注の中で、もともと設計の中で変更が生じました。その部分でも起債の借入額の変更に一部影響が生じたところがあります。それと、あと総体的に起債の借入額なのですが、最終3月の段階で工事も終わりました、大体見通しが利いたということで、今回の補正に至りました。

●委員長（室崎委員） 5番。

●南谷委員 僕の頭では交通整理ができないのですよ。もう少し詳しく、分かりやすく説明してください。

●委員長（室崎委員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） 申し訳ありません。分かりづらい説明で。

もともと起債対象予定でなかったものが起債対象になったということで新たに加わりましたので、そこで起債の変更が生じたということになります。

●委員長（室崎委員） 5番。

●南谷委員 そういうことだろうと思うのです。そこまでは理解できるのですよ。何でそういう事情が発生したのかということをもうちょっと詳しく説明してください。ちょっと理解できない。

●委員長（室崎委員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） もともと、起債対象になる、ならないというか、補助金の内容によっても起債が対象になるものと、ならないものというのがございます。一つ例を挙げますと、カメラ調査というものがございまして、カメラ調査の中にも処分費等というのは補助金の対象になりますが、対象にならない部分が補助金の中でもありますので、調査して汚水でカメラ調査で入れた処分費等は補助金の対象になりませんので、その部分は起債で補ったというようなことがございます。

●委員長（室崎委員） 5番。

●南谷委員 そうすると、当初では起債の対象にならない事業だと思っていたのだけれど

も、やっているうちに起債の対象になる該当するものがあつたので、起債のほうにして、今回このような計上になったという理解でよろしいのでしょうか。

●委員長（室崎委員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） 委員のおっしゃるとおりです。

●委員長（室崎委員） 1 項一般会計繰入金、他にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

7 款、1 項町債。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 以上で、歳入を終わります。

次に12ページ、歳出に入ります。

1 款下水道費、1 項下水道管理費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2 項下水道事業費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2 款諸支出金、1 項償還金及び還付金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3 款 1 項公債費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 以上で、歳出を終わります。

1 ページにお戻りください。

第2条、債務負担行為の補正です。

債務負担行為については、4 ページの第2表と5 ページの債務負担行為に関する調書補正になります。ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 再び1ページにお戻りください。

第3条、地方債の補正です。

地方債については、6ページの第3表と7ページの地方債に関する調書補正となります。ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ、総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（室崎委員） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（室崎委員） 次に、議案第15号 令和元年度厚岸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

1ページ、第1条は、歳入歳出予算の補正です。

2ページ、3ページは、第1表、歳入歳出予算補正です。

4ページ、5ページは、事項別明細書です。

6ページ、歳入から進めてまいります。

1款保険料、1項介護保険料。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2款サービス収入、2項予防給付費収入。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 3項介護予防・日常生活支援総合事業費収入。ありませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） 3 款分担金及び負担金、1 項負担金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4 款国庫支出金、1 項国庫負担金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2 項国庫補助金。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 5 款 1 項支払基金交付金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 6 款道支出金、1 項道負担金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2 項道補助金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 8 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2 項基金繰入金。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 以上で、歳入を終わります。

次に10ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2 項徴収費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 3 項介護認定審査会費。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2 項高額介護サービス費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 4 項特定入所者介護サービス等費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 4 款地域支援事業費、2 項包括的支援事業・任意事業費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 3 項介護予防・生活支援サービス事業費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 4 項一般介護予防事業費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 8 款サービス事業費、1 項居宅サービス事業費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 以上で、歳出を終わります。
総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（室崎委員） 次に、議案第16号 令和元年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

1 ページ、第1条は、歳入歳出予算の補正です。

2 ページ、3 ページは、第1表、歳入歳出予算補正です。

4 ページ、5 ページは、事項別明細書です。

6 ページ、歳入から進めてまいります。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 3 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 以上で、歳入を終わります。

次に 8 ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2 項徴収費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 以上で、歳出を終わります。

総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（室崎委員） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（室崎委員） 議案第17号 令和元年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算を議題といたします。

1 ページ、第1条は、歳入歳出予算の補正です。

2 ページ、3 ページは、第1表、歳入歳出予算補正です。

4 ページ、5 ページは、事項別明細書です。

6 ページ、歳入から進めてまいります。

1 款サービス収入、1 項介護給付費収入。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 2 項自己負担金収入。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 5 款財産収入、1 項財産運用収入。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 7 款1 項繰越金。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 8 款諸収入、1 項雑入。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 以上で、歳入を終わります。

次に8 ページ、歳出に入ります。

1 款サービス事業費、1 項施設サービス事業費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2 款 1 項基金積立金。ありませんか。
2 番、石澤委員。

- 石澤委員 介護老人保健施設基金積立金というのが新たに補正で出てきたのですが、立ち上げた理由はどういうことなのでしょう。

- 委員長（室崎委員） 病院事務長。

- 病院事務長（星川事務長） この基金の造成でございますけれども、これまで介護老人保健施設は特別会計でもって運用してきました。その状況の中で、毎年度の内訳の中で黒字がずっと続いておりまして、その繰り越しした額が2,000万円ほどに当時なったということで、昨年の3月に剰余金になっているものを基金に一旦積んで、それを後年度以降の事業費に充てるために基金を造成したということになってございます。

- 委員長（室崎委員） 2 番。

- 石澤委員 前は、ここで出たお金を病院会計のほうに回すというようなことがあったような気がするのですが、それはしなくても、基金として積むということ。

- 委員長（室崎委員） 病院事務長。

- 病院事務長（星川事務長） 委員がおっしゃいます、病院会計のほうにということでございますけれども、基本的には、それぞれの会計で持っているものをその会計の中で事業展開していくことが基本となっておりますので、その中で施設サービス事業費の中の共通経費と言われるもの、この中には一旦病院のほうで支払っていただいたものを介護老人保健施設として関わりあるものを負担金として支出するというのは、一定そのルールの中できれいに整理をして、負担しているということになってございます。

ただ、今回この基金の部分については、それを全部整理して残った残余財産的なものを基金として積み上げて、後年度のこの事業のために使っていくというものでございますので、毎年その状況の中で、会計年度の中で全て処理をしてきれいにした中でやっていくというふうになってございます。

- 委員長（室崎委員） 2 款 1 項、他にございますか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で歳出を終わります。
総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（室崎委員） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（室崎委員） 次に、議案第18号 令和元年度厚岸町水道事業会計補正予算を議題といたします。

最初に1ページ、第2条、業務の予定量の補正です。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 次に第3条、収益的収入及び支出の補正です。

6ページをお開きください。

収益的収入から進めてまいります。

1款水道事業収益、1項営業収益。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2項営業外収益。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 以上で、収益的収入を終わります。

次に、収益的支出に入ります。

1款水道事業費用、1項営業費用。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2項営業外費用。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 以上で、収益的支出を終わります。

1 ページにお戻りください。

第4条、資本的収入及び支出の補正です。

8 ページをお開きください。

資本的収入から進めてまいります。

1 款資本的収入、1 項企業債。ありませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） 以上で、資本的収入を終わります。

次に、資本的支出に入ります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費。

(な し)

●委員長（室崎委員） 以上で、資本的支出を終わります。

2 ページにお戻りください。

第5条、企業債の補正です。

(な し)

●委員長（室崎委員） 第6条、議会の議決を経なければ流用することができない経費です。

(な し)

●委員長（室崎委員） 第7条、たな卸資産購入限度額の補正です。

3 ページと4 ページは、補正予算実施計画です。

5 ページは、予定キャッシュ・フロー計算書です。

9 ページから12ページまでは、予定貸借対照表と注記です。ありませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） それでは、総体的にございませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（室崎委員） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（室崎委員） 次に、議案第19号 令和元年度厚岸町病院事業会計補正予算を議題といたします。

最初に1ページ、第2条、業務の予定量の補正です。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 次に第3条、収益的収入及び支出の補正です。

6ページをお開きください。

収益的収入から進めてまいります。

1款病院事業収益、1項医業収益。

5番、南谷委員。

- 南谷委員 1項医業収益、入院収益、これは目はやっていないのですものね。

- 委員長（室崎委員） 項で進めてほしい。

- 南谷委員 入院収益がマイナスの2,635万2,000円、外来収益が3,600万円、ここで大きく補正の減額をせざるを得ない状況に至っております。誠に残念でございます。病院の皆さん、スタッフの皆さんが一生懸命頑張っていることは私もよく理解しているつもりでございますが、病院としては、医業収益がこういうふうになっている結果、今回ここでせざるを得ない背景について病院としてどう捉えているのか、お尋ねをさせていただきます。

- 委員長（室崎委員） 病院事務長。

- 病院事務長（星川事務長） 患者の状況でございますけれども、その中身については、いろいろ分析等を私どもさせていただいておりますけれども、これだというものについては、まだはっきり分かっていない状況があります。

ただ、そういった中で、まず1点考えられるのが、やっぱり人口減少が進んでくることによって、それに合わせて患者のほうも減ってきているというような状況もございますので、そういったことがまず1点目の大きな内容でなかろうかなと考えております。それ以外につきまして、まだその状況は分析しかねないのですけれども、大きな問題としては、人口が減ってきているのが総体的に患者の減少につながっているのではなかろうかと思っております。

また、前の議会でも何回か私のほうからご説明させていただいておりますけれども、

厚岸町のみならず、釧路市内の総合病院であっても同じように患者が減ってきているという情報も私ども得ておりますので、やっぱり同じような全体的な中で減ってきているというようなことも聞いております。

また、それに併せて国民健康保険特別会計のほうの医療費のほうもやっぱり減っているということでございますので、総体的にうちの病院だけではなくて、医療費自体の部分が総体的に減っているのではなかろうかというふうに分析はしてございます。

●委員長（室崎委員） 5 番。

●南谷委員 よその病院は、あまりお見舞い以外に行ったことがないので、収支なんかについては勉強不足で分からないのですけれども、私にすれば、町立厚岸病院の運営というものは、議員ですから非常に気になります。

確かに、事務長言われるように人口減少、それから、よその病院も総体的に落ちている。さらには、国保会計のほうもそんなに支出しているような状況にはないということ、ある意味、そういう時代背景なのかなという理解をさせていただきました。一生懸命頑張っている結果、こういうような数字になってきている厳しい状況にあるなというものを改めて感じさせていただきました。

私は、以前にもお話をさせていただいたのですけれども、お医者さんがいっぱいいれば、やはり来ていただける原因にはなるのではないかと、影響度が非常に大きいのではないのかなと。今は浜中町も診療所を十分にやっつけていれるような状況にはないわけですから、両町含めて、厚岸の中核病院としての位置づけ、来年度に向けて医師の確保のめどが立った。これからも来年度に向けては少しくなっていくのかなというふうに期待をするわけですが、今年度については、病院側として減額についてどのように捉えておられますか。

●委員長（室崎委員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 1 回目の答弁と重なる部分もちょっとありますけれども、その部分は割愛させていただきますけれども、まず、入院収益の状況から申し上げますと、これまで入院収益の状況からして、今までにどうしても医師が交代する時期については、今時期の3月なのですから、そういった時期にはどうしてもやっぱり入院患者が減ってくるというのがこれまでの中身でございます。そういったことが今年度ちょっと現れている部分が若干あるのかなと思っております。

また、この入院収益に対しまして、今度、医師の確保という部分につきましては、来年度4月1日に1人増ということで一定のめどがついてございますけれども、この増員となった常勤医が増えた部分につきましては、半年後以降にこれらについての状況が現れてくるのかなと。例年のことで申しますと、そういった医師が増えることによって、半年後、10か月後というようなスパンでもって患者の動きが見えてくるということもございますので、そういったふうに今後予定としては見えるのかなと思っております。

また、外来のほうにつきましては、どうしても患者数が大きく減ってきているのはやっ

ぱり人口が減ってきているものしか要因としてはちょっと私ども捉えておりません。そういった中で、今、内科と整形外科のほうが非常に大きな減少になってございまして、やっぱりそういったことがこの結果になっているのかなと思っておりますけれども、ただ、入院にしても外来にしても、患者が必要と思われる医療を受ける対応を私どもとしては現場として、そこはきちっと確保した上で万全な対応を取るというのが基本となつてございますので、それだけは怠らずきちっとやっていきたいなと考えているところでございます。

●委員長（室崎委員） 5 番。

●南谷委員 優等生な答えで、質問のしょうがなくなったのですけれども、エールを贈ります。厳しい現状は重々分かりますが、今、事務長から答弁がありました。いろいろな状況、コロナの問題やいろいろな多くの課題や諸問題も突発的に発生してくるわけでございますが、現状を踏まえて、しっかりと収益向上に向けて取り組んでいただきたいと思いますがいかがですか。

●委員長（室崎委員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 医療に携わるもの、医療の現場を確保するという立場でもって、病院の事業の運営について適切な運営を図っていきたいと考えておりますし、また、24時間救急の部分を含めて、ある程度の財政負担が伴ってまいります。そういったものにつきましても、町長部局のほうと相談させていただく中で対応していきたいと考えてございます。

●委員長（室崎委員） 1 項医業収益、他にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2 項医業外収益。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 以上で、収益的収入を終わります。

次に、収益的支出に入ります。

1 款病院事業費用、1 項医業費用。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2 項医業外費用。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 以上で、収益的支出を終わります。

1 ページにお戻りください。

第4条、資本的収入及び支出の補正です。

9 ページをお開きください。

資本的収入から進めてまいります。

1 款資本的収入、2 項補助金。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 以上で、資本的収入を終わります。

次に、資本的支出に入ります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 以上で、資本的支出を終わります。

2 ページにお戻りください。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正です。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 第6条、他会計からの補助金の補正です。

3 ページと4 ページは、補正予算実施計画です。

5 ページは、予定キャッシュ・フロー計算書です。

10ページから12ページまでは、予定貸借対照表と注記です。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 総体的にありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（室崎委員） 以上で、令和元年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました補正予算 9 件の審査は終了いたしました。

よって、令和元年度各会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

午後 2 時 17 分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和２年３月９日

令和元年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長